

公立大学法人大分県立看護科学大学教員選考規程

平成18年 4月 1日
規程第 14 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「大学」という。）の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇任の選考に関し必要な事項を定める。

(選考)

第2条 採用及び昇任に係る選考は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第4章「教員の資格」により、教育研究審議会（以下「審議会」という。）において審議し、理事会の議に基づき理事長が行う。

(選考の原則)

第3条 採用及び昇任に係る選考は、本学の理念・目標・将来構想に沿って行う。

- 2 採用に係る選考は、原則として、公募により行う。ただし、審議会の承認を受ければ、公募しないことができる。
- 3 採用及び昇任に係る選考においては、外国人の採用についても配慮する。

(選考委員会の設置)

第4条 採用及び昇任に係る選考の必要が生じたときは、その都度、審議会において選考委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

但し、昇任に係る選考については、当面、教員評価委員会をもって、これに替える。

- 2 委員会は、委員長及び審議会で選出された委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員長は、学長をもって充てる。
- 4 委員長及び委員の任期は、採用及び昇任の選考終了時までとする。

(委員会の議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長及び委員5分の4以上の出席がなければ開催することができない。

- 2 委員会は、出席者の3分の2以上の同意により決する。
- 3 委員会は、非公開とする。

(公募の条件)

第6条 公募の条件は、委員会において決定する。

(提出書類)

第7条 採用に係る選考に応募しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書（第1号様式）
- (2) 業績一覧（第2号様式）
- (3) 本学を希望する理由等を記載した書面（第3号様式）
- (4) その他委員会において決定したもの。

(採用候補者の選考)

第8条 委員会は、採用に係る選考に応募した者（以下「応募者」という。）に対し、書類審査、面接等を行うとともに、別に定める評価表に基づいて評価し、候補者を選考する。

2 応募者が多数の場合は、書類審査により面接対象者を絞り込むことができるものとする。

3 委員会は、審議会に選考結果及び選考過程を報告しなければならない。

(昇任候補者の選考)

第9条 委員会は、昇任に係る選考に当たっては、学長、研究室代表者及び常勤役員からの推薦を受けて、別に定める評価表に基づいて評価し、候補者を選考する。

2 委員会は、審議会に選考結果及び選考過程を報告しなければならない。

(審議会における審議)

第10条 審議会は、第8条第3項及び前条第2項の報告を受けた場合は、候補者の採用及び昇任の可否について速やかに審議しなければならない。

2 委員会の選考結果に関し、異議がある場合は、審議会で議論することとする。

3 審議会において、出席者の3分の2以上が挙手により異議を認めた場合は、委員会の選考結果は無効とし、新たに委員会を設置し、選考を行わなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月9日から施行する。